

## 委託開発事業の募集の概要

対象とする 開発フェーズ	国公私大学、国公立研究機関、独立行政法人・特殊法人の研究機関、技術移転機関等の研究成果（企業との共同研究を含む）の実用化開発		
応募対象者	国公私大学、国公立研究機関、独立行政法人・特殊法人の研究機関、技術移転機関等およびそれらの機関に所属する研究者と開発実施企業の連名で応募		
募集の対象となる技術	①高度先端技術 I T、ナノテクノロジー・材料等の最先端の技術。 ②生活・社会技術 環境、資源・エネルギー、食料、医療・福祉関連技術等人類の共存のための科学技術や豊かな生活・社会の実現が期待される技術。 ③先端的基盤技術 先端的な研究開発のツールとして用いられる科学技術や新しい応用分野を開拓する技術等先端的科学技術の研究開発の基盤となる技術。 ④国民経済上重要な新技術 新産業の創出・展開が期待される等の国民経済上重要な新技術。		
企業の規模等	大企業 (資本金10億円超)	中堅中小企業 (資本金10億円以下)	新規企業 (設立登記後5年以内)
事業団が 支出する 開発費	2～20億円程度	1～4億円程度	1～2億円程度
開発期間	2～6年程度	2～4年程度	2年程度
開発成功の場合	返済方法 (無利子)	開発費全額を8年以内の年賦返済。	開発費の1/2は、8年以内の年賦返済。 開発費の残り1/2は、15年以内に返済、成果の売りに応じて(5%)返済することが可能。
	担保	不動産、有価証券又は銀行等による連帯保証。	開発費全額を15年以内に返済。 成果の売りに応じて(5%)返済することが可能。 不動産、有価証券又は銀行等による連帯保証。 開発に係る工業所有権を担保として充当可能。
不成功の場合	開発費返済不要 (原則として、開発費で取得した取得物件を事業団に無償で引渡し)		
実施料	原則、製品売上高の4% (但し、生活・社会技術は原則2%)		
予算 (平成15年度 契約限度額)	95億円程度 (中堅中小企業対象で30億円程度、新規企業対象で10億円程度を <b>目安</b> )		

注：中堅中小企業と新規企業における開発成功時の開発費返済の条件（担保設定を含む）には、開発成功認定の日以降1年以内に新技術開発成果実施契約を締結することが必要です。